

高知県農業体質強化基盤整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。第24条の規定に基づき、高知県農業体質強化基盤整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図り、もって農業競争力の強化を図るために、農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官通知。以下「実施要綱」という。）及び農業基盤整備促進事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2090号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要綱第4の2及び3に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が実施要綱第10の1に定める事業を実施するために必要な経費について、補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の対象経費の内容及び補助率は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率
実施要領第7の1に定める経費	補助対象経費の10分の6以内（離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畠地帯にあっては、10分の6.5以内）とする。ただし、県の平成24年度3月補正予算に計上された地区については、補助対象経費の10分の5以内（離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畠地帯にあっては、10分の5.5以内）とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に 100 分の 25 を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 補助事業者は、工程等の都合により補助金の交付の決定前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第 2 号様式による指令前着手届を第 1 項の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第 5 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 6 条 知事は、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の変更承認の申請）

第 7 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別記第 3 号様式による補助金変更承認申請書に、別紙 1 及び別紙 2 を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額及び 20 パーセントを超える減額
- (3) 実施要綱別表の区分 1 の事業種類の(1)から(6)までの事業に要する経費の相互間の 30 パーセントを超える増減

2 知事は、前項の補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めたときは、変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の実施設計及び変更設計の審査）

第 8 条 補助事業者は、補助事業の実施設計及び変更設計について、当該設計書に別記第 4 号様式による実施設計審査表を添えて知事に提出し、審査を受けた上でなければ工事の施工をしてはならない。

（実績報告等）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別記第5号様式による実績報告書に別紙1及び別紙3から別紙9までを添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌会計年度の4月15日までに提出するものとする。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(年度終了実績報告)

第10条 規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第7号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の4月15日までに別紙10を添えて知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書に別紙11を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、概算払の実施基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 概算払は、補助事業の補助金決定額に当該事業の進捗率を乗じた額の範囲内（補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。）において行うことができる。
- (2) 補助事業の着手時における概算払は、当該補助事業に要する経費のうち補助金の交付の付決定額に40パーセントを乗じた範囲内とする。この場合において、この後に追加して概算払を受けようとする場合は、補助事業者の負担額から既に概算払を受けた額を差し引いた額の範囲内で支払うものとする。
- (3) 年度末の概算払について知事が必要があると認める場合は、第1号の規定にかかわらず、年度内の遂行状況予定額を概算払することができる。この場合は、別記第9号様式による遂行状況報告書及び概算払請求書に別紙12を添えて知事に提出しなければならない。
- (4) 請求金額は、1,000円未満を切り捨てた金額とする。ただし、年度末の概算払については、この限りでない。

(繰越しの承認申請)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に補助事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第 10 号様式による補助金繰越承認申請書に別紙 13 及び別紙 14 を添えて知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金に関する経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、かつ、当該書類等を補助金の交付のあった会計年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金に係る補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(書類の経由)

第 14 条 補助事業者は、知事に提出する書類は、全て所管の農業振興センター所長を経由して提出しなければならない。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附則)

1 この要綱は、平成 24 年 3 月 16 日から施行する。

2 この要綱は、平成 27 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 9 条第 3 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

1 この要綱は、平成 25 年 3 月 22 日から施行し、県の平成 24 年度 3 月補正予算に計上さ

れた地区から適用する。

- 2 「高知県農業体質強化基盤整備促進事業費交付要綱の一部改正」（平成 25 年 3 月 22 日付け 24 高農基第 889 号高知県農業振興部長通知）による改正前の高知県農業体質強化基盤整備促進事業費交付要綱の第 5 条の規定に基づいて交付決定された地区の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、第 11 条第 4 項については、この限りでない。

別表（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。